

## 〈文科省「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」への対応〉

職業実践専門課程制度の充実に向けて 骨子（案）

## 1. はじめに

この骨子（案）は、文科省 専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（以下「協力者会議」という）への対応として、今後の職業実践専門課程の制度をいかに充実させていくかという視点から、第 22 回協力者会議（6 月 29 日）の資料（資料 4）に基づき、全国専修学校各種学校総連合会（以下「全専各連」という）として取りまとめたものである。

これまで文科省および全専各連で蓄積されてきた論点も踏まえて、職業実践専門課程の充実に向けた課題と今後の展望について項目立てを行い、かつ各項目の要点について記述した。

全専各連資料として協力者会議に提出するので、議論のたたき台として活用されたい。

## 2. 職業実践専門課程に係る基本的認識の共有

## ① 職業実践専門課程制度化の経緯

## 【要点】

- ・ 中教審キャリア教育特別部会での議論を受けて、高等教育における「職業実践的な教育に特化した枠組みの必要性」から、既存の専門学校の中で趣旨にかなう「先導的試行」として、職業実践専門課程が制度化されたこと。
- ・ 専門学校に関して、法令として規定される職業教育機関としての設置基準や要件の自由度（緩やかさ）から、教育再生実行会議第五次提言において「教育の質が制度上担保されていないこともあり、必ずしも適切な社会的評価を得られていない」との指摘があったこと。
- ・ 高等教育レベルの職業教育の在り方の「先導的試行」として、専門職大学の制度化の議論の際にも、職業実践専門課程の考え方が有効であったこと。

## ② 職業実践専門課程の意義（基本コンセプト）

## 【要点】

- ・ 職業教育を実践する上で最も重要な点が、企業等との連携であること。
- ・ その考え方が、職業実践専門課程の要件の根本にあること。
- ・ これまでの専門学校の企業との連携を、「就職先」から「教育そのもの」に改めて広げ、かつ深化させたこと。
- ・ 今後の高等教育における職業教育の制度的可視化に大きく貢献したこと。

## ③ 職業実践専門課程の現状

#### 【要点】

- ・ 制度の概要と、これまでの認定学科・認定校の推移（データ）。
- ・ 専修学校の質の底上げを図るために、一定の要件を定めた上で、高等専修学校の大学入学資格付与、専門学校卒業者への専門士・高度専門士の称号付与及び大学・大学院への編入学、職業実践専門課程といった制度の改革を段階的に進め、それにより社会的評価の向上も図られてきたこと。
- ・ このような専修学校の制度改革の推移を検証すれば、職業実践専門課程に特化した質保証の議論は、専修学校全体の質保証・向上の推進につながることは明白であること。
- ・ 職業実践専門課程の制度により、専門学校におけるさまざまなタイプの職業教育が可視化され、専門学校のアイデンティティが大学との比較も含め鮮明になったこと。

#### ④ 職業実践専門課程の課題

##### 【要点】

- ・ 職業実践専門課程が制度化されすでに 7 年目となるが、認定学科を有する専門学校は全体の 4 割弱にとどまっており、さらに認定学科数、認定学科を有する学校数の増加を図ることによる制度の普及を進める必要があること。
- ・ 認定を受けている学科において、あるいは認定学科を有する専門学校において、制度の趣旨が十分に活かされていない事例も散見されることから、個々の職業実践専門課程の一層の充実が求められること。
- ・ 職業教育の質を担保するための制度的（理論的）保証としての学校評価が重要であること。法令上、専修学校の学校評価については、小学校の規定の準用となっており、また大学の認証評価制度を参照しつつ論じられてきたが、職業教育を立脚点とした学校評価のあり方についての議論が必要であること。
- ・ 個別の課題としては、企業等との連携において、協力を得られる企業等の確保や教育課程編成委員会における企業等委員の確保などがあげられること。
- ・ 職業実践専門課程の認知度向上とともに、具体的振興策についても検討する必要があること。

### 3. 職業実践専門課程の充実に向けた課題

- 職業実践専門課程の充実のための PDCA として、

#### 【P】学修目標の具体化

- ・ 業界が要望するいわゆる一人前の人材像を理解し、それを各校（各学科）の「育成人材像」として明確化し、その育成人材像を具

現化するための「到達目標」を設定すること（このことを前提として、具体的な連携を個別企業と行うことが重要）。

【D】教育課程の編成・実施

- ・到達目標に向けた「教育の方針」を立て、その教育目標を基軸とした具体的な教育課程の編成を行い、実施すること。

【C・A】学修成果の可視化及び情報公開

- ・その結果として「学修成果を可視化」し、「学校評価」により一連の教育活動を点検・評価し、教育改善につなげること。あわせて、学修成果や学校評価の評価結果、更には IR を活用するなどして、さまざまな教育に関するデータを公表すること。

があり、さらにそれらの各項目を充実するためにサイクルが必要であることに留意。さらに、PDCA を 1 年サイクルで回すことに拘泥することで、より長期的な展望での教育改善につなげられない場合もあることから、課題によって幅のあるサイクルによる柔軟な対応が必要になることにも留意。

- それぞれの項目について、主体的に実施する担い手はどのような職位（学校における地位や能力）の人物かについても検討することが必要であることに留意。
- 企業等との連携による職業教育が実施されていることを前提とし、それぞれの要件において具体的にどのような連携が望ましいとされるか、事例を含めて提示する。その際、これまでの文科省委託事業等で収集・分析されたデータや事例、モデル等を活用すること。

（1）学修目標の具体化

① 育成人材像の明確化

【要点】

- ・ 到達目標を明確化するに際して、前提として業界全体としての人材像を焦点化すること。つまり個別企業の人材ニーズではなく、業種・職種および地域として必要な人材像の明確化が肝要なこと。
- ・ 一方で、業種・職種を代表する（地域別も含め）職能団体の有無やその成熟度により関係性が大きく変わること留意し、業界が未成熟な中でどのように必要とされる人材像を焦点化するか、事例等を活用して記述してはどうか。
- ・ あわせて、人材育成という観点から、業界側の環境整備についても言及してはどうか。
- ・ また、専門学校側が最新の技術動向等を見極め、今後必要とされる人材像について企業側に提案していく連携事例もあること。

② 到達目標の明確化

【要点】

- ・ 焦点化された人材像に対して、各分野の専門学校側がどのレベルまでの人材養成が可能か整理した上で、到達目標を明確化すること。

- ・ その際には、ISCED（ユネスコの国際標準教育分類）におけるレベルを参照するとともに、東京都専修学校各種学校協会が策定した職業実践専門課程の分野分類など、先行する事例や研究を参考とすること。

## （２）教育課程の編成・実施

### ① 教育目標の明確化

#### 【要点】

- ・ 育成人材像および到達目標に向けた教育目標を明確化し、それを具現化するための教育課程を編成し実施すること。

### ② 教育課程編成委員会のあり方

#### 【要点】

- ・ 企業等との連携により継続的に教育内容の向上・刷新を図り、人材育成を行っていくことが職業実践専門課程の根幹であることを前提として、連携した教育課程編成のあり方と年間を通じた活動を明確化した上で、教育課程編成委員会とその役割を位置づけることが肝要であること。
- ・ 企業等委員については、業界を代表して人材像を語る人物に参画してもらうことが重要であること。
- ・ 教育課程編成委員会の形骸化抑止の観点も含め、事例等を活用し、より効果的、効率的な運営方法について整理すること。あわせて、学修成果の確認を行い、結果としてどのように改善されたのかを含め、委員会としてのPDCAを回すことが重要であること。
- ・ 到達目標達成のために日々の授業実施における学校としてのシステムや工夫、あるいは企業等と連携した具体的教育手法や教材の開発研究等について、事例等を活用して記述すること。
- ・ 会議の開催方法については、オンライン会議システムを活用することによる効率化や充実化の可能性もあることから、対面での会議以外のあり方についても検討すること。

### ③ 実習・演習等のあり方

#### 【要点】

- ・ 実習、実技、実験、演習など、座学と異なる授業形態について、それぞれ定義することが必要。
- ・ それぞれの定義に基づいた企業等との連携のあり方について、具体的要件を明確化することが重要。たとえば、臨地実習でなくとも企業等との連携による実習となる場合の要件等の整理が必要。また、実習や実技等がなく、企業連携の演習のみの教育課程の場合の取扱いについて整理が必要。
- ・ 職業実践専門課程がより企業等との連携に重点を置いていることを明らかにすることの重要性について整理し、これまで定められていなかった具体的実習時間数等を規定することが必要。
- ・ 実習・演習等に関する分野ごとのガイドラインが策定されている事例を参考に、多くの分野で同様の取組を推進することが必要。

- ・ コロナ禍の中で、オンライン授業を活用し実習・演習等の教育効果を高めている事例もあることから、実習・演習等におけるいわゆるハイブリッドの授業形態のあり方についても検討が必要。
- ・ 企業等からの評価のあり方として、評価基準の策定や企業担当者と教員との十分なコミュニケーションにより実施されている事例等を記述すること。

#### ④ 組織的な教員体制の構築

##### 【要点】

- ・ 職業実践専門課程の充実に向けた PDCA を回すための基盤的要素として、組織的な教員体制が必要であること。
- ・ 教員の採用、配置、管理、評価を組織的に行い、目標とする職業教育を確実に実施できる教員体制の構築、整備が必要であること。事例も含めて記述。
- ・ 教員研修のあり方として、企業等との連携により、職業教育の鮮度を保持するための研修要件を明確化すること。また、企業等との連携を重視する必要のない研修については、指導力向上研修としての要件を再設定する必要があること。

### (3) 学修成果の可視化、実証及び情報公開

#### i) 学修成果の可視化

##### ① 学修成果とは何か

##### 【要点】

- ・ これまで多くの専門学校が学修成果として公表してきた就職率等の一般的な各種のデータとともに、職業教育における本来的な学修成果が、業界の望む人材の輩出であることを確認すること。あわせて、それを可視化することが重要。

##### ② 継続的な学習の記録、比較可能な各種データ

##### 【要点】

- ・ 学修ポートフォリオ、GPA の活用など。
- ・ 外部（高校教員等）向けの客観的な統一データとして国家資格取得率、就職率、中退率など。

#### ii) 学修成果の実証と評価

##### ① 企業等による卒業者評価

##### 【要点】

- ・ 就職先企業による卒業生の初期キャリアに関する評価など、事例等を記述。
- ・ 企業側からすれば、卒業生一人ひとりが各専門学校の学修成果であることを踏まえ、継続的に就職先企業でのキャリア形成を追跡することが必要。

##### ② 将来的な第三者評価・分野別評価の実施を視野に入れた学校評価のあり方

##### 【要点】

- ・ 自己点検・評価のあり方と内部質保証人材の必要性を前提として、職業教育に立脚した将来的な第三者評価（機関別評価と分野別評価）の導入の方向性について記述。
- ・ 一方で、認定要件として設定されている学校関係者評価については、自己点検・評価を補完する役割として整理し、現行制度でどのように活用するのかについても効果的な事例について記述。

### iii) 情報の収集・分析と公表

#### ① データの収集と分析

##### 【要点】

- ・ 継続的卒業生調査や就職先企業による卒業生評価など、具体的事例を記述。
- ・ 就職先企業とともに卒業生自身が当該専門学校（＝職業実践専門課程）をどのように評価しているかの調査も重要。

#### ② 比較可能な基礎的データの公開

##### 【要点】

- ・ 国家資格取得率、就職率、中退率等、統一の基準で算定された比較可能なデータについて具体的事例を記述。
- ・ 修学支援新制度における情報公開との整理が必要。

#### ③ 学校評価に関する情報の公開

##### 【要点】

- ・ 情報の定期的な更新と情報公開のタイミングについても記述。

### (4) 経営基盤の強化

- 私立の専門学校は、「建学の精神」に基づいた「教育理念」の実現のために長期的展望をもって教育目標を立て、具体化のために市場調査、資金調達と先行投資を含む学校運営の方針を策定し、それに基づき単年度ごと、学期ごとの短期計画を立案して、職業教育を実施することが一般的であることに留意。

#### ① 中期事業計画の策定

##### 【要点】

- ・ 大学で義務化されている中期事業計画について、学校経営と教育の近接性が特徴とされる専門学校においても、経営基盤の強化の観点から重要であること。
- ・ とくに社会動向や技術の進展に即応すべき職業教育においては、5年程度のスパンで人材育成の需要を見据えた方針に基づく中期事業計画の策定が重要であること。
- ・ また、財務改善に取り組む際にも、単年度での改善が図れなくとも中期事業計画に基づき徐々に改善を進めることが重要であること。
- ・ あわせて、中期事業計画の策定と推進にあたっては、学校全体の取組として対応することが重要であることから、組織改革にもつながること。

#### ② 安定的なあるいは計画的な教育資源に対する投資のあり方

- ・ 私学助成による公的支援がない中で、健全な財政運営のもとに必要な資金を留保し、中期事業計画に基づいた投資を行うことが重要であること。

#### 4. 職業実践専門課程の今後の展望

##### ① 職業実践専門課程の制度・要件のあり方に関する具体的事項

###### 【要点】

- ・ 前述の現行制度・要件に関する課題に対応するための事項について、今後の方向性を示し、可能な範囲で具体的内容について記述。

##### ② 都道府県との連携のあり方

###### 【要点】

- ・ フォローアップで顕在化した要件充足にかかる課題を整理し、都道府県所管課との連携強化による制度運用の適正化を図ることが必要。
- ・ 職業実践専門課程の認知度向上のために、都道府県で取り組むべき課題等について整理が必要。

#### 5. 「専修学校の質の保証・向上」という観点から今後の検討が必要と思われる課題

- ・ これまでの制度改革による専門学校制度の複雑化の解消。
- ・ 職業実践専門課程と修学支援新制度との重複感の解消。
- ・ 人材輩出先となる連携企業等からの財政支援促進。
- ・ 1年制専門学校卒業者への称号。
- ・ 高度専門士制度および職業教育分野分類の検討推進。
- ・ 遠隔授業の標準化（遠隔授業による教育の質の担保）。
- ・ 東京規約への対応、NQFの構築による専門学校教育の国際的通用性の確保。